

兵庫県公報

平成25年8月30日 金曜日 第2522号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正（文書課）	1
○平成25年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	1
○平成25年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同）	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○同 上（同）	4
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
○道路の供用開始（同）	5
○東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	5
公 告	
○兵庫県労働委員会委員に任命した者（労政福祉課）	6
○一級河川加古川水系中流圏域河川整備計画の策定（総合治水課）	6
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○同 上（同）	8
○同 上（同）	9
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10

告 示

兵庫県告示第1083号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「

准看護師試験	同上	同上	同上
--------	----	----	----

」

及び

「

調理師試験	科目別得点及び総合得点	同上	同上
製菓衛生師試験	同上	同上	同上

」

を削る。



兵庫県告示第1084号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成25年 8月30日から平成26年 5月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して天敵微生物不織布製剤を設置するか、又は当該樹木を伐倒して剥皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第1085号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成25年 8月30日から平成26年 5月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕すること。

- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第1086号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社東芝姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
工場長 亀 淵 丈 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社東芝姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 1)	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 2、No. 3)			
能 力	ウエハー207Lot/日	ウエハー172枚/日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	4~6	4~6	9~11	9~11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6	8	8	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6	7	8	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	3	5	1	2
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	80	100	

	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	6	8
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		25	25	5/基	5/基

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 8月30日から同年 9月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第1087号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局猪名川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
平成25年 8月14日から同年11月29日まで
- 3 作業地域
尼崎市・伊丹市・宝塚市・川西市の各一部（猪名川及び藻川流域）



兵庫県告示第1088号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年 9月 2日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市戸ノ内町地区



兵庫県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 9月 1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 8月30日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 多可柏原線	丹波市山南町谷川字上井98番3から 同市山南町長野字長野211番5まで	旧	5.0から 30.0まで 11.0から 37.0まで	546.0 580.0	一部 予定地
		新	5.0から 30.0まで 11.0から 35.0まで	546.0 580.0	



兵庫県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年8月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年8月30日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 482号	美方郡香美町小代区神水215番1から 同郡同町小代区神水18番1まで	旧	6.0から 16.0まで	322.0	
		新	7.0から 21.0まで	324.0	



兵庫県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成25年8月30日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年8月30日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 尼崎宝塚線	伊丹市山田5丁目30番1から 同市池尻1丁目3番1まで	旧	20.0から 25.0まで	162.0	一部 予定地
		新	20.0から 25.0まで	162.0	



兵庫県告示第1092号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
播磨町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業播磨町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

兵庫県労働委員会委員に任命した者

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、平成25年8月27日付けで兵庫県労働委員会委員を次のとおり任命した。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公益委員

- 大 内 伸 哉
- 神 田 榮 治
- 小 南 秀 夫
- 関 根 由 紀
- 滝 澤 功 治
- 正 木 靖 子
- 米 田 耕 士

労働者委員

- 切 山 義 行
- 熊 野 隆 夫
- 佐 藤 昌 一
- 辻 芳 治
- 那 須 健
- 服 部 圭 司
- 福 永 明

使用者委員

- 草 薙 信 久
- 佐 野 喜 之
- 松 下 秀 明
- 村 元 四 郎
- 吉 田 達 樹
- 和 田 要
- 和 田 直 哉



一級河川加古川水系中流圏域河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川加古川水系中流圏域に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び北播磨県民局加東土木事務所において公表する。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイエーグルメシティ西大島店
所在地 尼崎市稲葉荘1-1-5
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 村 井 正 平
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 西 見 徹
 - イ 変更後
名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 村 井 正 平
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 西 見 徹
 - イ 変更後
名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 村 井 正 平
- 4 変更年月日
平成25年 5月22日
- 5 届出年月日
平成25年 8月 2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年 8月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成26年 1月 6日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエーグルメシティ西武庫店
所在地 尼崎市武庫元町1-24-6

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 村 井 正 平

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 西 見 徹

イ 変更後

名称 株式会社ダイエー
住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名 村 井 正 平

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西 見 徹
富 田 みどり	尼崎市南塚口町8-31-10	

イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	村 井 正 平
富 田 みどり	尼崎市南塚口町8-31-10	

4 変更年月日

平成25年5月22日

5 届出年月日

平成25年8月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年8月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年 1月 6日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエーグルメシティ北鳴尾店

所在地 西宮市学文殿町1-9-20

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー

住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

代表者の氏名 村 井 正 平

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ダイエー

住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

代表者の氏名 西 見 徹

イ 変更後

名称 株式会社ダイエー

住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

代表者の氏名 村 井 正 平

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称

株式会社ダイエー

名 川 裕 之

住所

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

神戸市東灘区森北町1丁目6-16-1B

代表者の氏名

西 見 徹

イ 変更後

氏名又は名称

株式会社ダイエー

名 川 裕 之

住所

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

神戸市東灘区森北町4丁目4番12-227号

代表者の氏名

村 井 正 平

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 5月22日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 5月22日ほか

5 届出年月日

平成25年 8月 2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 8月30日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年 1月 6日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

~~~~~

**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8月30日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 モリスホームセンター加古川店

所在地 加古川市加古川町木村71番地 1

## 2 同法第 8 条第 1 項の規定により加古川市から聴取した意見の概要

## (1) 騒音防止への配慮について

人の話し声やアイドリング音等についても周辺住民の生活環境保全に十分努めること。

## (2) 苦情対応について

迅速かつ誠意をもって対応すること。

## 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成25年 8月30日から 1月間